

益田市農業委員会第27回総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月28日(木) 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 人権センター 多目的ホール

3. 農業委員(出席15名)(欠席1名)

1 番 又賀 保(出)	2 番 大畑 美里(出)	3 番 須藤 寿人(出)
4 番 吉村 太(出)	5 番 大庭 清(出)	6 番 齋藤 浩文(出)
7 番 御神本康一(欠)	8 番 田中 綾(出)	9 番 佐原 晃子(出)
10 番 領家 耕一(出)	11 番 松本 幸夫(出)	12 番 谷本 大輔(出)
13 番 柳田 継男(出)	14 番 豊田 志摩(出)	15 番 宮川 有衣(出)
16 番 西川 友史(出)		

4. 農地利用最適化推進委員(出席18名)(欠席6名)

1 番 増野 六彦(出)	2 番 三輪 昌義(出)	3 番 澁谷 記幸(出)
4 番 澤江 浩一(出)	5 番 山根 健治(出)	6 番 寺戸 康人(出)
7 番 三浦 尚人(欠)	8 番 田原 勝美(欠)	9 番 野村 浩三(出)
10 番 寺戸豊太郎(欠)	11 番 塩満 文雄(出)	12 番 河野 正憲(出)
13 番 青木 伸爾(欠)	14 番 中村 敏幸(出)	15 番 椋木 昭雄(出)
16 番 長谷川孝明(出)	17 番 豊田 繁雄(出)	18 番 中島秀一郎(欠)
19 番 宮内 英之(出)	20 番 椋木 孝光(出)	21 番 岡崎 定佳(欠)
22 番 渡邊 豊孝(出)	23 番 河野 光好(出)	24 番 三浦 和顕(出)

5. 提出議案

議第127号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第128号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第129号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第130号	農地でないことの確認について
報第104号	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
報第105号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第106号	農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第107号	農地法第5条の規定による許可の取り消しについて

6. 議事に参加した職員

(農業委員会事務局) 柳井局長、齋藤局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、岩本主事

7. 議事の概要

西川友史会長	それでは、定刻になりましたので、只今より第 27 回益田市農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事録署名者につきましては、8 番の田中綾委員、9 番の佐原晃子委員がまだ出席しておられませんので、10 番の領家委員、11 番の松本委員、よろしく願いいたします。 本日の欠席委員は、農業委員が 7 番御神本委員、農地利用最適化推進委員が 7 番三浦尚人委員、8 番田原勝美委員、10 番寺戸豊太郎委員、13 番青木伸爾委員、18 番中島秀一郎委員、21 番岡崎定佳委員。 それでは、「議第 127 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 乙吉町
事務局	本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、乙吉町の畑 2 筆 310 平方メートルです。譲り渡し事由は、高齢になり耕作が困難なため。譲り受け事由は、隣接地に居住しており申請地を譲り受けて耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しく願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	1 番又賀です。現地確認は 8 月 16 日に大畑委員と行いました。隣に住まわれる〇〇さんという方が、この度この農地を買われるという事です。この農地の高い方はちょっと藪のような形になっておりまして、これを〇〇さんが買ってもらえれば荒れなくて済むということで、特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。
西川友史会長	2 番 久城町
事務局	本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、久城町の畑 1 筆 211 平方メートルです。譲り渡し事由は、遠方に居住しており耕作が困難なため。譲り受け事由は、隣接地に居住しており申請地を譲り受けて一体的に耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しく願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	1 番又賀です。現地確認は 8 月 16 日に大畑委員と行いました。大きい道が進入路になくて、非常に不便な農地でございます。譲渡人は、親から相続した土地であります。京都に住んでおられてとても耕作できないという状況のなかで、地元の〇〇さんがこの度買われて耕作するという事で、特に問

西川友史会長 事務局	題はないと思います。よろしくご審議お願いします。 3 番 中垣内町
	本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、中垣内町の畑 2 筆 881 平方メートルです。譲り渡し事由は、遠方に居住しており耕作が困難なため。譲り受け事由は、隣地する宅地と共に買受けて耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
豊田志摩委員	14 番豊田です。8 月 23 日に岡崎推進委員と現地確認に行きました。現在〇〇さんは遠隔地に居住されており管理が困難ということで、申請地の近隣に住まわれている〇〇さんが土地、建物と共に譲り受けて農地として利用したいということです。現在は野菜、果樹が植えてあります。そのまま引き継ぐそうです。ご審議の程よろしくお願いします。
西川友史会長	4 番 美都町朝倉
事務局	本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、美都町朝倉の畑 1 筆 184 平方メートルです。譲り渡し事由は、遠方に居住しており耕作が困難なため。譲り受け事由は、隣接する宅地と共に買い受け申請地を譲り受けて耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
田中綾委員	8 番田中です。申請されたとおりに土地、建物の隣に耕作地がありまして、それを耕作するためということで問題ないと思います。よろしくをお願いします。
西川友史会長	5 番 匹見町落合
事務局	本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、匹見町落合の畑 1 筆 763 平方メートルです。譲り渡し事由は、生前に子へ贈与するため。譲り受け事由は、親から譲り受けて耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。

宮川有衣委員	15 番宮川です。22 日に現地確認に行きました。〇〇さんと〇〇さんは母子の関係で、この度、〇〇さんが財産の整理をするにあたって、以前住んでいた家の前の畑を息子さんに無償贈与するということです。元々息子さんが耕作をされていたので、息子さんの立ち合いのもとで見に行っただけです、問題ないと判断しました。以上です。
西川友史会長	本日の 3 条申請は以上 5 件でございます。ただいま事務局からの説明また、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 127 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 128 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 中垣内町
事務局	土地の所在は、中垣内町の田及び畑 6 筆 1,783 平方メートルです。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は植林で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。既に完了しているため資金証明の添付はありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
豊田志摩委員	14 番豊田です。8 月 23 日に岡崎推進委員と現地確認に行きました。今回、申請地へ杉を植林したいとのことですが、現地は既に杉が植林されておりました。当時、耕作していた方が遠隔地へ異動となり耕作が困難になったため、そのときに植林されたそうです。始末書と土地改良区の意見書が添付されており、問題ないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。
西川友史会長	本日の 4 条の許可申請は以上 1 件でございます。ただいま事務局からの説明また、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 128 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 129 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 中島町

事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、中島町の畑 1 筆 507 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は寮で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は、公共下水道に接続します。資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2 番大畑です。現地確認は 8 月 16 日に又賀委員と行いました。申請は寮を建設するためです。上下水道が完備されたところで、適当であると判断しました。
西川友史会長	2 番 中島町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、中島町の畑 2 筆 335 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は、公共下水道に接続します。資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2 番大畑です。現地確認は 8 月 16 日に又賀委員と行いました。申請は個人住宅を建設するためで、上下水道が完備されたところで、適当であると判断しました。
西川友史会長	3 番 高津三丁目
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、高津三丁目の畑 1 筆 275 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は駐車場及び進入路で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。雨水は、既存の水路に接続します。資金証明については、通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
須藤寿人委員	3 番須藤です。現地確認は 21 日に澁谷推進委員と行いました。〇〇さんの農地なのですが、〇〇さんの家がすぐ側にありまして、その進入路が狭いということで、〇〇さんの農地を購入いたしまして、進入路を広くして、駐車場に利用したいということだそうです。問題ないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。
西川友史会長	4 番 内田町
事務局	本件は、使用貸借権に係る許可申請です。 土地の所在は、内田町の畑 1 筆 545 平方メートルです。都市計画区域外で、

	農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。排水は、合併浄化槽を設置し既存の水路に接続します。資金証明は金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程宜しく願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
豊田志摩委員	14 番豊田です。8 月 22 日に棕木推進委員と現地確認を行いました。今回、ここに個人住宅を設けたいとのことですが、申請地は過去に市がスクールバスの回転場として使用していたようで、現在は既に平地で砂利が敷いてありました。市が回転場として使用していた経緯はありましたが、実際砂利を敷いたのは、その後、圃場整備の請負業者が現場事務所を建てるときに行われたのではないかと、ということです。当時の詳細が分からないため今回は始末書ではなく、〇〇より事業説明書が添付されています。ご審議の程よろしく願いします。
西川友史会長	5 番 美都町仙道
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、美都町仙道の畑 1 筆 147 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。排水は、合併浄化槽を設置し既存の水路に接続します。資金証明は金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程宜しく願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
田中綾委員	8 番田中です。先程 3 条の時に言い忘れたのですが、8 月 20 日に佐原委員と寺戸推進委員で現地を確認しました。隣に宅地がありまして、その宅地に個人住宅を建てるということで、隣接した農地を宅地にしたいということでした。問題ないと思われます。よろしく願いいたします。
西川友史会長	本日の 5 条申請は以上 5 件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございますか。
佐原晃子委員	9 番佐原です。内田町の〇〇さんの案件ですけど、教えてください。使用借人が 2 人なんですけど、持ち主は誰ですか。
事務局	まず使用貸借ということですが、こちらにつきましては親子だったり、親戚だったりという場合に、土地を父親が子供に貸して子供がその土地に家を建てるとか、そういう場合に使用貸借がでできます。
佐原晃子委員	どうして 2 人とも使用が付くのですか。使用貸借は分かるのですが、〇〇さん 2 人は当事者の住所で会社員の方とサラリーマンの方で、使用貸借の場合は譲受ではないから両方使用になるということですか。

事務局	そうです。
佐原晃子委員	分かりました。
西川友史会長	譲受人と譲渡人が貸人と受人というところを理解すればいいと思います。 よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 129 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 130 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。 1 番、2 番 匹見町落合
事務局	整理番号 1 番、2 番については関連があるので一括して説明します。 申請地は匹見町落合の 4 筆 2,877 平方メートルです。昭和 56 年頃より耕作しておらず、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしくをお願いします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします
宮川有衣委員	15 番宮川です。22 日に現地確認に行きました。先程と同じで、お母さんの財産整理をする中で現況と地目を合わせるためにでてきた案件で、確認したところ、木等が生えてあって山林化しているので復旧は不可能とみて、非農地という判断をしました。以上です。
西川友史会長	本日の農地でないことの確認については以上 2 件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございますか。よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 130 号 農地でないことの確認について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、報告事項に入らせていただきます。随時報告をお願いします。
事務局	「報第 104 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」農地中間管理事業一括方式の新規が 27 件、再設定が 0 件、の合計 27 件、54,703.61 m ² です。 「報第 105 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について」届出件数は 19 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 4 件です。 「報第 106 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について」

	届出件数は、1 件です。解約理由は借人の不耕作のため、合意解約が成されたものです。 「報第 107 号 農地法第 5 条の規定による許可の取り消しについて」届出件数は、2 件です。 土地の所在は、向横田町の畑 2 筆合計 2,200 m²です。令和 6 年 6 月総会において、農地法第 5 条の所有権移転を許可いたしました但、売買契約解除のため許可の取り消し願いが提出されたものです。 報告は以上でございます。
西川友史会長	ただいま事務局から報告がございました。何か聞いてみたいことがございますか。
大庭清職務代理	106 号の山折町の方ですが、解約理由として借人が作らないから解約という形は理解できるんですが、面積が 3 町位あるんですが、その後何か借りて作られるような状態にあるのかどうか教えてもらえませんか。
事務局	この案件についてですが、既に貸し借りの話が進んでおりまして、違う耕作者が借りてやられるというところで話が進んでおりますので、特に問題はないと思います。
西川友史会長	よろしいでしょうか。 (はい、の声) それでは無いようですので第 27 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。 以上会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するために署名する。 会 長 10 番 11 番